

○厚生労働省告示第四百十五号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百三十号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、厚生労働省組織令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成二十七年十月一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一 厚生労働省組織令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示
第一 生物由来原料基準（平成十五年厚生労働省告示第二百十号）の一部を次のように改正する。

第4の1の(5)中「（イ） 罌粟科植物」を「（イ） 罌粟科植物等」に改める。

第二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十
第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第
百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「医薬食品局長」を「医薬・生活衛生局長」に改める。

別表第一の一の項既存品目との同等性を評価すべき主要評価項目とその基準の欄、二の項既存品
目との同等性を評価すべき主要評価項目とその基準の欄、三の項既存品目との同等性を評価すべき
主要評価項目とその基準の欄及び四の項既存品目との同等性を評価すべき主要評価項目とその基準

の欄中「医薬食品局長」を「医薬・生活衛生局長」に改める。

別表第二の一の項既存品目との同等性を評価すべき主要評価項目とその基準の欄中「医薬食品局長」を「医薬・生活衛生局長」に改める。

第三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品（平成二十六年厚生労働省告示第五百九号）の一部を次のように改正する。

第二項中「医薬食品局」を「医薬・生活衛生局」に改める。